

東海村音楽連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 本連盟は、東海村音楽連盟と称し、事務局を理事長宅に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、音楽愛好家の親密な連絡協調を図り、音楽の演奏活動を通して、地域文化に対する関心の高揚を図り、本村文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 演奏会の主催及び後援
- (2) 合唱音楽、器楽等の発展に関する研究
- (3) 会員相互の連絡融和を図ること
- (4) その他の連盟の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本連盟は、原則として本村在住・在勤者の団体をもって組織する。

(入脱退)

第5条 本連盟に加入しようとする団体は、理事会の承認を得なければならない。

- 2 団体の登録は毎年2月末日までに更新し、手続きを完了するとともに、その年度の本連盟会員の資格を取得する。
- 3 団体は、自ら脱退の意思を表明したとき、又は除名の処置を執らされたとき資格を失う。

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監査員 2名

第7条 理事長・副理事長・事務局長は、理事会で選出する。

- 2 事務局長は理事長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 理事は登録団体の代表とする。

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。

第9条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本連盟の事務及び会計を掌握する。
- (4) 監査員は、本連盟の会計事務を監査する。

(会議)

第10条 本連盟の会議は理事会とし、理事長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、過半数をもって成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第11条 理事会は理事をもって構成し、年1回以上開催する。

ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 理事会は、本連盟最高議決機関であり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 本連盟の基本方針及び年度計画
 - (3) 規約、細則の制定・改廃
 - (4) 役員選出及び承認
 - (5) その他本連盟運営に関する事項

(会計)

第12条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補 則)

第13条 本規約は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

2 本規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

付 則

本規約は、平成11年4月1日から施行する。